

埼玉県県営林管理要綱

(昭和59年3月21日農林部長決裁)

(趣旨)

第1条 県営林の管理に関しては、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年規則第18号）、埼玉県行政組織規則（昭和42年規則第1号）及び埼玉県県造林規則（昭和35年規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 県営林とは、県が、経営を目的として所有又は権原を有する森林をいう。

(事業及び経営計画)

第3条 県営林事業については、埼玉県県造林規則及び県営林経営計画に基づいて執行する。

2 県営林経営計画は、5年を一期としてたてるものとする。

(管理事務等の委託)

第4条 県営林の管理事務及び事業の執行については、その全部又は一部を社団法人埼玉県農林公社に委託して行うものとする。

2 前項の委託は、別に定める埼玉県県営林事業委託要領により行うものとする。

(報告等)

第5条 農林振興センター及び林業事務所の長は、県営林の管理について、異常その他特別な状況を認めるときは、直ちに農林部長に報告し、かつ、急を要するものについては、臨機の処置をしなければならない。

(その他)

第6条 その他必要な事項については、その都度農林部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。